

<平成 27 年度>

市立ひらかた病院の運営方針

診療局
看護局
薬剤部
医療安全管理室
医療相談・連携室
事務局（総務課・医事課・経営企画課）

■ 基本情報 ■

<担当業務>

- (1) 患者の診療及び看護に関すること。
- (2) 薬品の検査、出納及び保管に関すること。
- (3) 病院の安全管理に関すること。
- (4) 医療相談及び地域連携に関すること。
- (5) 文書、人事、サービス、病院施設の管理に関すること。
- (6) 診療費請求等の医事業務及び電子計算組織の管理運営に関すること。
- (7) 病院の経営、財務、契約に関すること。

<職員数>H27年4月1日現在

医師	84(49)名
看護師	290(277)名
医療技術員	98(76)名
事務員	57(24)名
その他	16(3)名
合計	545(429)名

※臨時職員を除く。

() は、正職員数で内数。

■ 基本方針 ■

本院は、昭和 25 年の開設以来、北河内二次医療圏における唯一の市立病院として、各医療機関と連携しながら、基本理念である「心のかような医療を行い、信頼される病院」に基づき、患者の立場に立った質の高い、身体にやさしい医療の提供に取り組んでいます。

平成 27 年度は、引き続き、新病院整備事業（旧病院解体工事及び跡地整備工事）に取り組むとともに、本市がめざす「健康医療都市」の実現に向け、地域医療の充実を図る事業として、地域医療連携システム構築事業にも取り組みます。

I 重点施策・事業

◆新病院の整備

平成 26 年 9 月 22 日に新病院を開院し、現在、旧病院の解体工事を進めています。今後、平成 28 年のグランドオープンに向け、土壌汚染状況調査や文化財調査、跡地整備工事（駐車場 179 台、車椅子利用者用駐車場 4 台を整備予定）に着手します。



(グランドオープンイメージ)

◆病院事業運営の健全化

中期経営計画に基づき、新病院では放射線治療をはじめとするがん治療の充実、内視鏡手術など身体にやさしい医療の更なる充実を図るなど、「急な病気やがんの治療において市民にとって身近で頼りになる病院」をめざす中期的な取組にも力を注ぎます。

また、新病院における経営実績データ（収入及び支出）が蓄積されてきたことから、それらを基に中期経営計画の見直しを行い、経営改善に努めます。

◆地域医療連携システムの構築

「健康医療都市ひらかたコンソーシアム」の連携事業の1つとして、本市域内の医療資源の有効活用を図り、より良い医療を提供するため、市立病院を含む市内の中核的な病院の間で、情報システムを用いて、患者の診療情報を共有化しようとする『地域医療連携システム』の構築に取り組みます。具体的には、紹介患者情報の一元管理や診療情報提供書等の作成状況をリアルタイムに把握するため、院内の情報システムを整備するとともに、健康医療都市ひらかたコンソーシアムの地域医療連携システム部会において協議を進めます。

II 行政改革・業務改善

<行政改革実施プラン（前期）の改革課題>

改革課題	取り組み内容・目標
4 1.特別会計・企業会計の経営健全化と一般会計繰出金の抑制 ④ 病院事業会計（経営の健全化）	○資金収支における健全性の維持。 （平成 27 年度決算）

<改革・改善サイクルに係る対応>

事務事業	取り組み内容・目標
市立病院施設維持管理事業	○患者の療養環境に配慮しつつ、各施設の電気使用量を抑制するよう、効率的な運用に努める。また、照明点灯時間・空調機の運転等を小まめに点検・調整する。なお、改善目標については、平成 26 年 10 月以降の実績をもとに設定する。

<業務改善運動のテーマ・目標>

テーマ	取り組み内容・目標
7 東病棟の稼働	7 東病棟を段階的に稼働させる。 ・6 月～ 入院患者数制限運用（一般 20 床・感染症 3 床） ・10 月～ 病棟フル稼働（一般 38 床・感染症 8 床）
病床利用率の向上	80%以上
紹介率の向上	40%以上
医療事故の発生防止	医療事故の発生数 0 件

III 予算編成・執行

◆新病院整備事業費として、工事請負費や委託料など、9億 4894 万 2 千円の支出予算を計上しています。

◆地域医療連携システム構築に係る事業費として、4320 万円の支出予算を計上しています。

◆医業収益の拡大と医業費用の抑制により、医業収支比率の引き上げに努めます。

◆効率的・効果的な調達・契約、在庫管理の適正化等により、引き続き、医薬材料費対医業収益比率の抑制に努めます。

IV 組織運営・人材育成

◆大阪医科大学との連携を強化し、必要医師数の確保に努めます。

◆看護学校・看護大学との連携を強化し、新卒者を中心に、必要看護師数の確保に努めます。

- ◆各領域・各職種で、提供医療・サービスの充実に必要な専門性を高めることができるよう職員の専門性の向上と人材育成の強化を図ります。

V 広報・情報発信

- ◆院内情報モニターによる情報発信や病院広報誌、掲示物の他、広報ひらかたやホームページ等による情報発信を強化します。